

北九州市監査公表第13号

令和4年7月29日

北九州市監査委員 小林 一彦
 同 廣瀬 隆明
 同 森本 由美
 同 渡辺 均

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている教育委員会所管団体のうち、次の5団体を抽出し、令和2年度及び令和3年度（令和3年4月から同年10月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（令和3年10月31日現在、単位：千円）

| 補助金等交付団体名称 | 補助金等名称 | 2年度 交付額 | 3年度 交付額 | 所管課 |
|--------------------------------------|-----------------------------|------------|------------|-------|
| 学校法人東筑紫学園 （照曜館中学校、東筑紫 学園高等学校） | 私立学校振興助成 補助金 | 5,760 | 0 | 企画調整課 |
| 学校法人折尾愛真学園 （折尾愛真中学校、折尾 愛真高等学校） | 私立学校振興助成 補助金 | 5,253 | 0 | 企画調整課 |
| 学校法人福原学園 （自由ヶ丘高等学校） | 私立学校振興助成 補助金 | 5,188 | 0 | 企画調整課 |
| 一般財団法人 北九州市教職員互助会 | 一般財団法人 北九州市教職員互 助会補助金 | 9,087 | 7,500 | 教職員課 |

| | | | | |
|-------------|---------------------|-------|-------|------------|
| 北九州市中学校体育連盟 | 北九州市中学校体育連盟運営費補助金ほか | 4,839 | 5,520 | 生徒指導・教育相談課 |
|-------------|---------------------|-------|-------|------------|

※3年度交付額は、令和3年10月31日現在の交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている総務局及び教育委員会所管の指定管理者のうち、次の2団体を抽出し、令和2年度及び令和3年度（令和3年4月から同年10月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

| 指定管理者名 | 施設名 | 指定期間 | 所管課 |
|---------------------------|----------------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 公益財団法人 アジア女性交流・研究フォーラム | 男女共同参画センター | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | 総務局 男女共同参画推進課 |
| 株式会社 図書館流通センター | 八幡図書館 八幡図書館折尾分館 八幡図書館八幡南分館 | 平成31年4月1日～ 令和6年3月31日 | 教育委員会 中央図書館 庶務課 |

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

この監査は、北九州市監査基準に準拠して行ったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育委員会からの監査中止依頼を受け、検討の結果、事前に提出を受けた関係書類等に基づいた調査とし、実査は行わないこととした。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているかを主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和3年11月5日から令和4年5月19日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、関係書類等を調査した限りにおいて、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。